

発達障害地域療育センター事業業務委託（秩父）仕様書

埼玉県（甲）が受託者（乙）に委託する業務内容は、次のとおりとする。

I 業務の目的

発達障害の特性が気になる児童の療育相談、アセスメント及び親支援等を実施するため、個別療育を実施する障害児通所支援事業所に、発達障害地域療育センター（以下「センター」という。）の運営を委託し、身近な地域の療育体制の拡充を図る。

II 業務の内容

乙はセンターとして次のとおり業務を行う。

1 基本的事項

- ・ 発達障害に専門的な知識を有する作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、公認心理師、臨床心理士及び臨床発達心理士などの有資格者（以下「専門職」という。）を配置し、業務を実施する。
- ・ 下記2の「対象となる児童」に対して、下記3のサービスを提供する。
- ・ 下記3（1）のサービスを利用し、療育が必要と考えられる児童について、下記IVの障害児通所支援事業所で実施する個別療育等のサービスにつなげる。
- ・ 原則として、開所日は毎週月曜日から金曜日、開所時間は9時から17時までとする。
- ・ 相談、療育の結果を記録し、利用児童ごとに保管する。

2 対象となる児童

利用対象は、以下の（1）～（5）の要件をすべて満たした児童とする。

（1）次のアまたはイにあたる児童であること。

ア 医師により「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害」にあたる診断を受けていること。

イ 医師の診断はないが、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害」にあたる特性が見られること。

（2）概ね小学校3年生までであること。

（3）センターに通所することが可能であること。

（4）医療機関で発達障害に関するリハビリテーションを受けていないこと。

（5）埼玉県内（さいたま市を除く。）に在住であること。

3 提供するサービス

（1）療育相談・アセスメント等

ア 親面接・アセスメント等

- ・ 初回の親面接：電話により予約を受け付ける。主訴（児童の発達の心配、療育内容の希望）の確認、生育歴の聴取、利用中の資源の確認を行う。
- ・ 発達検査・行動観察：児童の発達の特性を把握するためアセスメント（評価）を実施する。
- ・ 結果と方針の説明：アセスメント結果及び支援の方針について保護者への説明を行う。利用者が希望する場合は受託する法人が運営する事業所の個別療育につなげるとともに、必要に応じて医療機関や相談機関、障害児通所支援を行う施設の紹介等を行う。

- ・ 利用者が児童福祉法に基づく障害児通所支援を利用するに当たり、必要に応じて利用者が市町村に提出するための意見書を作成する。
- ・ 下記イと合わせて年間180回（月15回）程度実施する。

イ 療育相談

- ・ 上記アを利用した児童について、必要と認められる場合には、利用者の希望に応じて経過観察（保護者の相談、児童の再評価、個別療育、関係機関への訪問等）を行う。
- ・ 頻度は、個々の利用者の状況に踏まえ、2～6か月に1回程度とする。
- ・ 上記アと合わせて年間180回（月15回）程度実施する。

(2) 親支援

- ・ 専門職による保護者サロンを年3回程度実施する。また、外部講師による保護者向け学習会を年1回以上実施する。なお、保護者向け学習会は、センター利用の有無に関わらず地域に在住する保護者を対象とする。
- ・ 地域の支援機関と連携・協力して実施するよう努める。

4 サービス提供に係る利用料の徴収

- ・ 上記3（1）アにおいては、結果を説明する際（アセスメントの最終回）、保護者から利用料として1,000円を徴収できる。
- ・ 上記3（1）イにおいては、保護者から利用料として1人1回当たり1,000円を徴収できる。

III その他

1 委託料の取扱い

- ・ 本委託業務の委託料は、委託業務の実施に要する以下の経費に充てることができる。なお、その他必要な経費には、親面接及び個別療育を適切に実施するために必要になった職員（保育士）の person 費に充てることができる。この場合、1回当たり6,000円とする。
報酬、給料、職員手当等、法定福利費、賃金、報償費、消耗品費、会議費、印刷製本費、燃料費、食糧費、水道光熱費、通信運搬費、使用料及び賃借料、その他必要な経費
- ・ 徴収した利用料は本委託業務の収入とする。委託料は事業の実施に係る支出から利用料収入を控除し、その差額を委託料として支払う。

2 合同事例検討会への参加

センター事業に従事する専門職は、甲が開催する合同事例検討会（グループスーパーバイジョン、年4回程度開催）への参加を要する。

3 各種書類の提出

(1) 事業計画書の提出

乙は、契約締結後、速やかに発達障害地域療育センター事業計画書に収入支出予算書を添付して甲に提出する。

(2) 状況報告の提出

乙は、毎月の事業の実施状況について、別途定める発達障害地域療育センター事業実施報告書（月次報告）を甲に提出する。

(3) 実績報告の提出

乙は、委託業務完了後、遅滞なく、発達障害地域療育センター事業実績報告書に実施報告書と委託料精算書を添付して甲に提出する。

4 発達検査・個別療育に係る記録等の取扱い

- ・ 保護者から書面の提供依頼があった場合、面接により記録等の内容を十分かつ丁寧に説明し、書面で提供する。

- ・ 保健センターや保育所・幼稚園、小学校、事業所、医療機関などの支援機関から書面の提供依頼があり、かつ必要性が認められる場合は、保護者を介して書面で提供する。この場合、保護者に対して提供の目的や必要性、内容等を十分かつ丁寧に説明し、保護者の了解を得て行う。
- ・ 保健センター、保育所・幼稚園、小学校、事業所、医療機関などの支援機関との情報共有は、保護者の了解のもとサポート手帳等を活用して行う。

5 個人情報の取扱い

乙が本委託業務を行うに当たり個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

6 不当な差別取扱いの禁止及び合理的配慮の提供

- (1) 乙は、この契約の履行に当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律 65 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- (2) 乙は、この契約の履行に当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 8 条第 2 項の規定に基づき、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。
- (3) 合理的な配慮の提供に当たっては、厚生労働省の「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」及び埼玉県の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を熟知するとともに、その考え方に基づくように努めなければならない。

7 関係書類の整備

乙は、委託業務に係る経理を明らかにした書類を整備し、委託期間満了の日から 5 年間保存するものとする。

8 委託業務の内容変更

- (1) 乙は、委託業務の内容を変更する場合は、書面により甲の承認を受けなければならない。
- (2) 甲が認める場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を中止することが出来る。この場合において、委託金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議のうえ、書面によりこれを定める。

9 その他

この仕様書に定めがない事項又は委託業務の実施にあたり生じた疑義については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

IV 児童福祉法に基づく障害児通所支援として提供するサービス

乙は地域療育センター事業の業務を受託するにあたり、乙が運営する児童発達支援事業等で以下のサービスを提供する。サービス提供に係る利用料の徴収について、児童福祉法に定める障害児通所支援のサービス提供の手順に従い、利用者から徴収する。

(1) 個別療育

アセスメント結果に基づいて個別療育計画を立て、専門職による個別療育を行う。

(2) 小学校・保育所等への訪問支援

保護者の希望により、児童が所属する小学校、保育所等を訪問し、児童の理解や支援の内容について共有する。